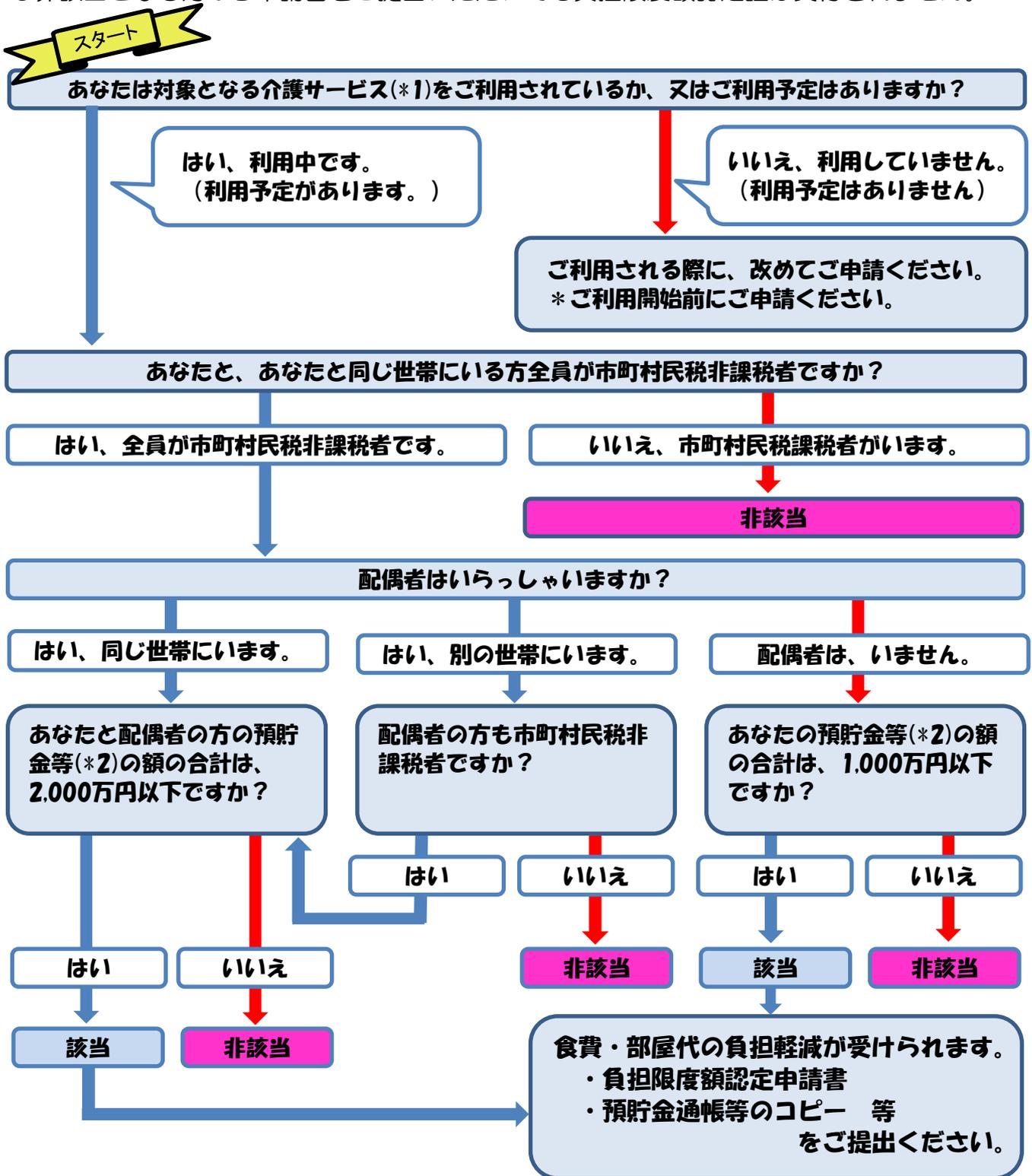


負担限度額対象確認フローチャート

- 介護保険3施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。
- 申請書をご提出いただく前に、下記のフロー図で平成27年8月以降も食費・部屋代の負担軽減の対象者となれるかご確認ください。
- 非該当となる方から申請書をご提出いただいても負担限度額認定証は交付されません。



*1 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への入所
又は、ショートステイの利用

*2 預貯金、現金、有価証券等の合計から、負債(住宅ローンや借入金等)を差し引いた金額